

第35回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年8月29日（月）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第3会議室

- 1 開 会

- 2 議題
（1）各チームからの報告事項について

（2）自治基本条例について

- 3 その他

- 4 閉会

【配付資料】

次第

参考資料1 市民から寄せられた意見

市民から寄せられた意見

市民の知る権利と意見表明権の実現に取り組んでいる市民団体として、「最終報告案」に対して次のとおり意見を述べます。

【意見の趣旨】

公文書（市政情報）の管理について、次の条文を新設する

「第〇条 市長は、市の諸活動を現在および未来の市民に対して説明する責務を果たすため、公文書のライフサイクルを適正に管理しなければならない。

2 保存期間が満了した公文書のうち歴史的に価値のあるものは、公文書館（仮称）に永久保存し、市民の利用に積極的に供しなければならない。」

【意見の理由】

- 1 公文書管理の重要性については「情報公開と公文書管理は車の両輪である」「公文書管理は究極の行政改革である」といった言い方で、よく指摘されます。
- 2 情報公開法の施行から 10 年を経た今年の 4 月、公文書管理法〔資料省略〕が施行されました。同法 34 条では自治体に対して、同法の趣旨に則った公文書管理条例を制定するよう求めています。すでに大阪市〔資料省略〕などで制定されています。
- 3 同法の主な特徴は次のとおりです。①公文書を「歴史的事実の記録」ととらえ、「国民共有の知的資源」として、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」とされた。②法目的として「国…の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」と規定され、“未来に生きる国民に対する説明責任”が強調された。③保存期間満了の公文書を廃棄する場合には、内閣総理大臣の同意を必要とする。④保存期間満了の公文書のうち歴史公文書は、国立公文書館へ移管され、国民の利用に供される。
- 5 合併当時の公文書はすでにかなり廃棄されたと思われます。例えば合併時の市長事務引継書は、秘書課により「5年」保存とされ、廃棄済みです。未来のさいたま市民は、当時どういう引き継ぎが行われたのかという歴史的事実を知ることはもうできません。大阪市では市長事務引継書の保存期間は「30年」とされています〔資料省略〕。
- 6 各課は起案文書をきちんと作成する義務を負い、公文書の廃棄権限は各課長がもたずに、市長（公文書館長）が一元的にもち、公文書館長は全庁の公文書を歴史的観点から選択して永久保存し、市民の自由な利用に供しなければなりません。（右崎正博・三宅弘編『情報公開を進めるための公文書管理法解説』（日本評論社。2011年3月）102頁－110頁〔省略〕）

以上、1名（市民団体）の方からの意見（一部要約）